

# 統計の公表期日前資料の共有範囲等について

平成 23 年 3 月 31 日  
財 務 省

## 第 1 目的

この要領は、財務省が所管する、基幹統計及び統計調査に基づく一般統計に関する情報を公表期日前に知り得る者の範囲等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 公表期日前統計情報等

この要領において「公表期日前統計情報等」とは、基幹統計又は統計調査に基づく一般統計として統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 9 条又は法第 19 条に基づき作成された結果の全部又は一部、並びに調査票情報や集計している途上の中間生成物を含む公表期日以前の情報全般をいう。

## 第 3 公表期日の公表

財務省が所管する基幹統計及び統計調査に基づく一般統計について、原則として公表期日を定め、財務省ホームページ等に掲載することにより公表するものとする。

## 第 4 公表期日前統計情報等を共有する者（一般的な情報共有の範囲）

公表期日前統計情報等について、別添に掲載する者を一般的な情報共有の範囲とし、これに定める者以外は原則として公表期日以前に公表期日前統計情報等を知ることができないものとする。

なお、公表期日前統計情報等の機密性確保の観点から、個別統計毎の詳細情報は公表しないものとする。

## 第 5 適正管理

### (1) 業務従事者

業務従事者とは、基幹統計及び統計調査に基づく一般統計の実施業務、企画・立案業務、集計業務、分析業務、公表業務に従事する者をいう。

業務従事者は、公表期日前統計情報等を適正に管理するため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（以下「統一基準」という）及び情報セキュリティポリシーに基づき、以下に示すような措置を講じな

ればならない。

- ・ 公表期日前統計情報等を印刷した資料は部数を確実に管理し、施錠可能なロッカーや職員の出入りが制限可能な部屋で保管する。
- ・ 情報システムを管理運用する担当者と十分な調整手続きを行い、適切な情報システム環境（アクセス制限やウィルス対策ソフト、セキュリティホール対策等）を講じる。
- ・ 電子メールにおいて公表期日前統計情報等の送受信を行うことは、原則として認めない。ただし、事情止むを得ず送受信を行う必要性が生じた場合は、情報セキュリティポリシーに定められた手続きに従い、当該情報にパスワードを設定し暗号化を施したうえ、送受信の了承を得た職員が対応する。
- ・ その他公表期日前統計情報等の取扱いに関する情報セキュリティ対策は統一基準及び情報セキュリティポリシーに基づき措置するものとする。

また、業務従事者は、職務上、当該情報を知り得る立場の者に当該情報を提供する場合、当該立場の者が公表期日前統計情報等を適正に管理するために必要な措置が講じられるよう、統一基準及び情報セキュリティポリシーを遵守し、公表期日まで他に漏らしてはならないことを注意喚起するものとする。

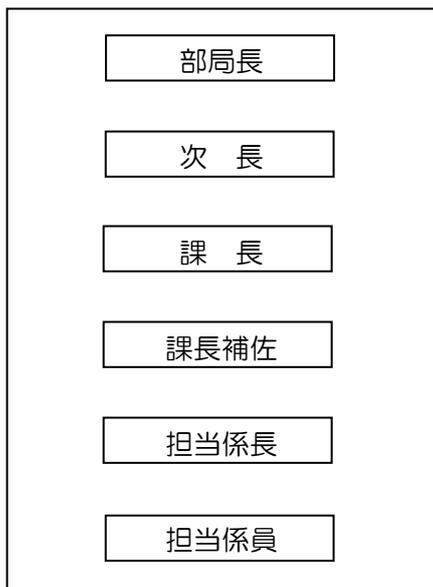
## （２）業務従事者以外で職務上知り得る者

業務従事者以外で、職務上公表期日前情報等を知り得る者は、当該知り得た情報を適正に管理するために、業務従事者と同様、統一基準及び情報セキュリティポリシーを準用し、適切な措置を講じなければならない。

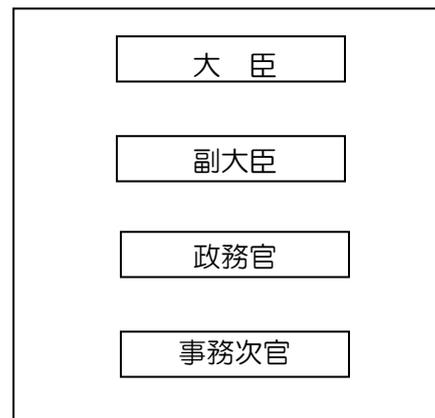
なお、業務従事者以外で、職務上公表期日前情報等を知り得る者とは、統計業務の指揮命令系統には属さないが職務上知り得る者をいう。

公表期日前統計情報等を共有する者  
(一般的な情報共有範囲と流れ)

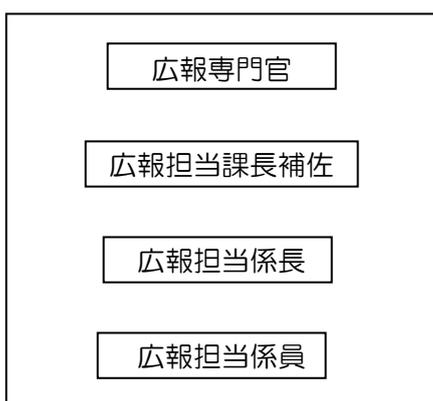
【統計実施部局等】



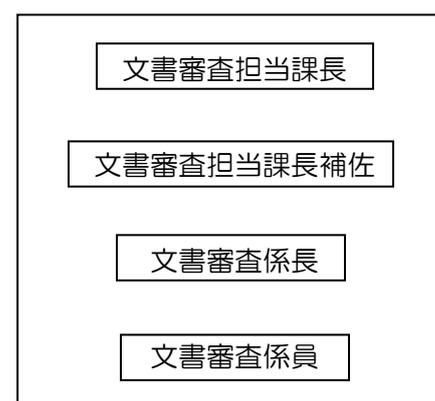
【政務三役等】(※)



【広報担当部局】



【文書審査担当部局】



(※) 通常は事前共有しないが、統計毎に共有する可能性がある者